

知っていますか？ 専用水道

『専用水道の定義』

『専用水道設置者の義務』

専用水道の定義

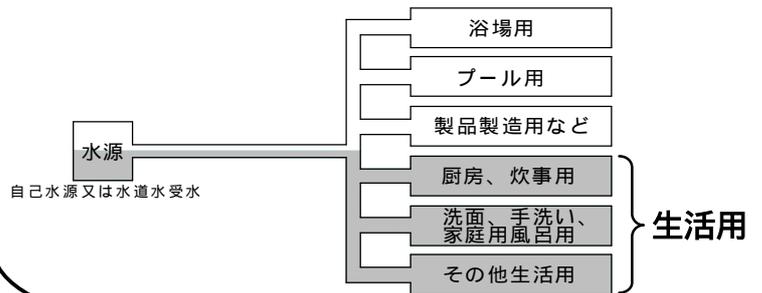
(法令等)

寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の1日最大給水量が20m³を超える施設(生活の用に供するものに限る)をいう。

居住人口が百人を超える場合、専用水道になります。ただし、居住であり滞在ではありません。

特定の需要に応じて水を供給する水道は、すべて専用水道の可能性があります。

公衆浴場、プール、製品製造用などの生活の用に供するものではないものは、給水量に含みません。



ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とするものは、専用水道にならない可能性がありますので、以下を確認ください。

専用水道の適用除外

他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であって、口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下であり、かつ、水槽の有効容量の合計が 100m³ 以下である水道については、専用水道から除外されます。

ただし、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものは、上記の導管延長や水槽容量の算定から除きます。

別紙1を参照ください。

専用水道設置者の主な義務

(確認申請書の提出)

布設工事を行う前に、水道施設の技術的基準に適合するかどうか、保健所に確認する必要があります。新たな施設を増設するときなどにも、同様の確認が必要になります。

(給水開始前の届出及び検査)

給水開始しようとするときは、あらかじめ保健所にその旨を届出なければなりません。また、水質検査及び施設検査を実施し、記録を5年間保存しなければなりません。

(水道技術管理者の配置)

法令等に基づき、一定の経験年数を有するものを水道技術管理者として配置し、施設を管理しなければなりません。

(水質検査の実施)

法令等に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、記録を5年間保存しなければなりません。検査項目については、別紙2を参照ください。

(健康診断の実施)

水道業務に従事するものは、法令等に基づく定期及び臨時の健康診断を行い、記録を1年間保存しなければなりません。

(衛生上の措置)

水道施設の管理及び運営に関し、法令等に基づき、消毒等の衛生上必要な措置を講じなければなりません。

(緊急時の措置)

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を関係者に周知しなければなりません。そのほか、水質検査の結果に異常があったときは、その旨、保健福祉事務所に報告する必要があります。

詳しくは、お近くの保健福祉事務所又は県庁衛生食品課へお問い合わせください。

渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
西部保健福祉事務所	027-322-5101	東部保健福祉事務所	0276-31-8243
安中支所	027-381-0345	桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所	0276-72-3230
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	衛生食品課	027-226-2446

前橋市内の施設については、前橋市保健所(027-220-5777)にご確認ください。

専用水道適用判断

施設規模を整理

水道施設の整理（1：共通）

計画給水人口 P_0		人
	うち居住人口 P	人
1日最大給水量 Q_0		m^3
	うち 公衆浴場用 Q_1	m^3
	プール用 Q_2	m^3
	その他製品製造用 Q_3	m^3

その他製品製造用とは、食品などの製品を工場で製造するために使用するものであり、旅館や食堂などで、給仕するために厨房で使用するものは含みません。

居住人口 $P =$ _____ 人

生活用1日最大給水量 $Q = Q_0 - Q_1 - Q_2 - Q_3 =$ _____ m^3

水道施設の整理（2：他の水道から供給を受ける水のみを水源）

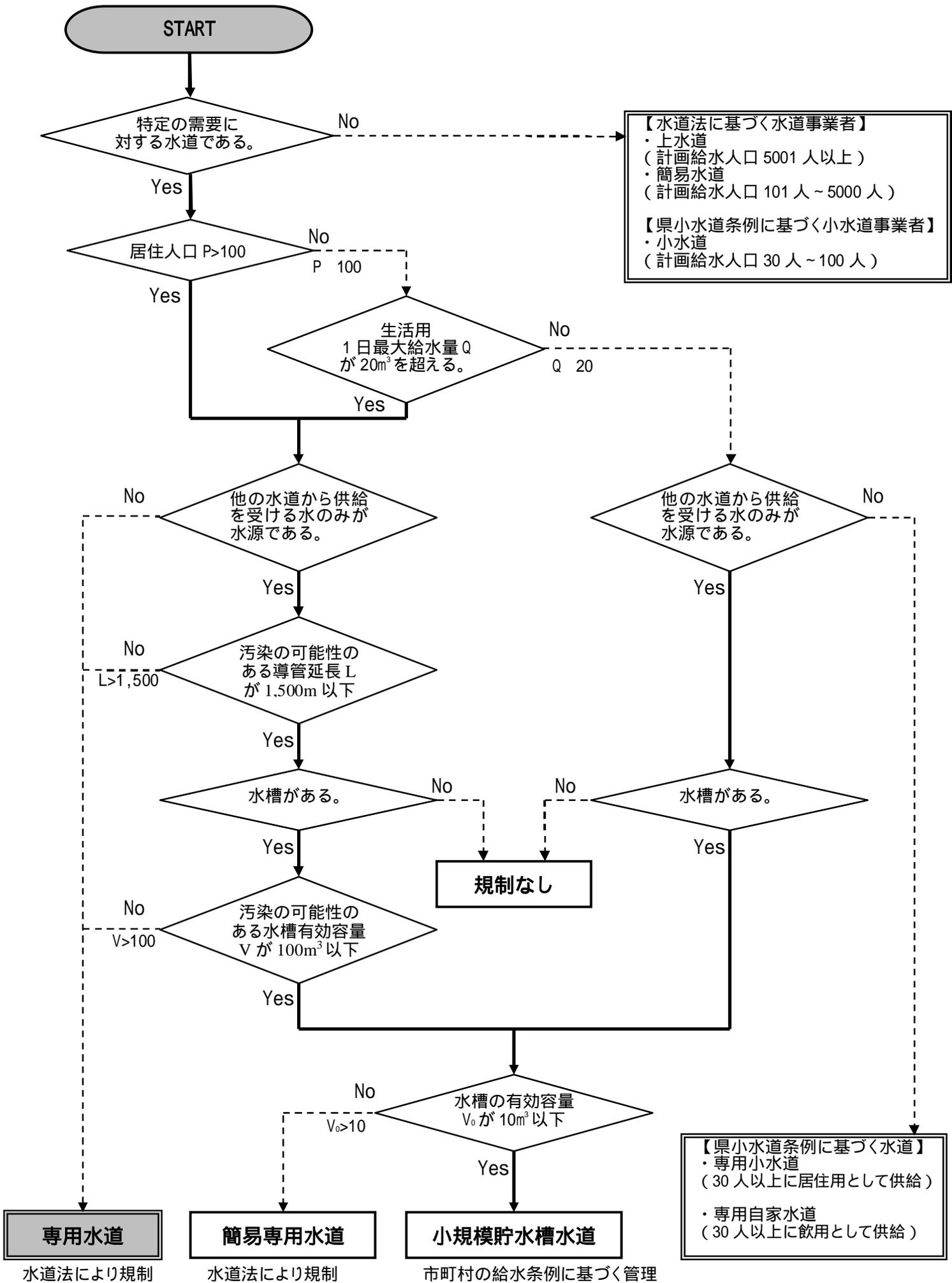
25以上の導管延長 L_0		m
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの L_1	m
水槽の有効容量 V_0		m^3
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの V_1	m^3

別紙1を参照ください。

汚染の可能性のある導管延長 $L = L_0 - L_1 =$ _____ m

汚染の可能性のある水槽有効容量 $V = V_0 - V_1 =$ _____ m^3

適用判断



専用水道の適用除外の詳細

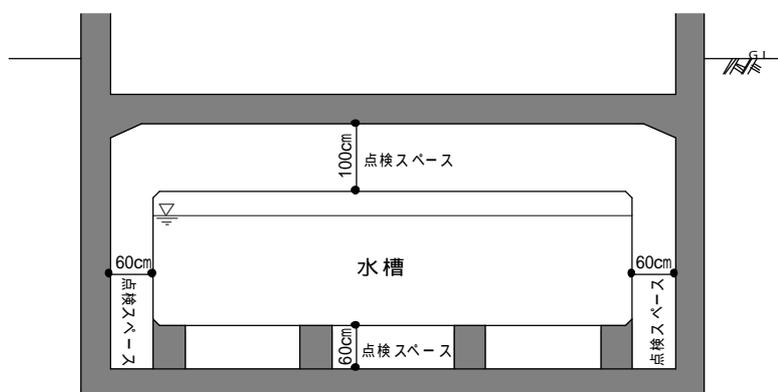
以下に示す施設については、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものと考えます。

1. 建築物に設けられた給水管で、建築基準法施行令第129条の2の5及び「給排水の配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第1597号）」（以下、「政令等」という。）に基づき設置された給水管
2. 政令等に基づき設置された給水タンク及び貯水タンク（以下、「水槽」という。）で、保守点検を容易にかつ安全におこなうために、水槽の周囲及び下面において60cm以上、上部において100cm以上の点検スペースがある水槽

【点検スペース概要図】

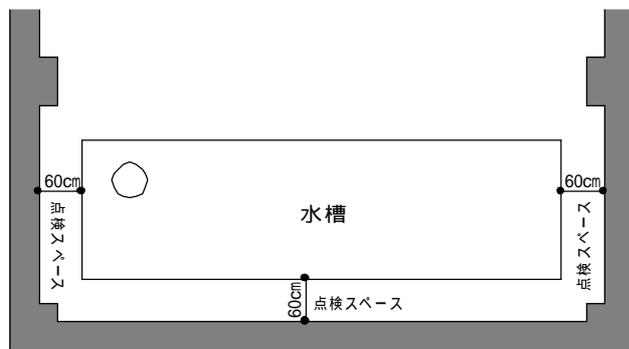
建物内部の場合

断面図



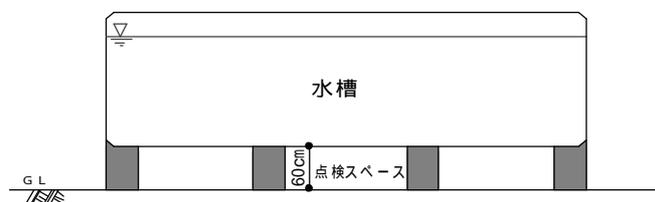
階層は関係ありません。

平面図



建物外部の場合

断面図



点検スペースについては、給排水設備技術基準・同解説によるものです。

専用水道の水質検査項目

(1) 毎日検査

番号	項目	検査回数
-	色、濁り、残留塩素	毎日1回

毎日、記録してください。

(2) 省略できない、かつ検査回数も減じられない検査項目

1か月に1回以上の検査

番号	項目	検査回数
1	一般細菌	1か月に1回以上 自動連続測定・記録の場合は 3か月に1回以上まで回数減可能
2	大腸菌	
37	塩化物イオン	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
46	pH値	
47	味	
48	臭気	
49	色度	
50	濁度	

3か月に1回以上の検査

番号	項目	検査回数
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月に1回以上
20	塩素酸	
21	クロロ酢酸	
22	クロロホルム	
23	ジクロロ酢酸	
24	ジブromクロロメタン	
25	臭素酸	
26	総トリハロメタン	
27	トリクロロ酢酸	
28	ブromジクロロメタン	
29	ブromホルム	
30	ホルムアルデヒド	

(3) 原水の環境及び過去の検査結果により、検査の省略または検査回数を減じることができる項目

「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」については省略することはできませんが、検査回数を減じることができます。
過去の水質検査結果(5年以上)が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水・水源等の状況により検査の必要がないことが明らかであると認められる(被圧地下水で周囲に汚染源となる施設がない等)及び薬品・資材の使用状況により検査の必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができます。ただし、省略する項目についても水質に変化がないことを確認するため、3年に1回以上検査が必要です。
省略不可の場合も水源の周辺の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、過去3年間の検査結果により検査回数を減じることができます。

X = 原水の水質が変化しない場合の過去3年間の水質検査結果

番号	項目	省略の判断基準	検査回数の減し方		
			水質良好 ←-----→ 水質悪化		
			基準値=1 X < 1/10	基準値=1 1/10 < X < 1/5	基準値=1 1/5 < X < 1
			水質検査結果により回数減可能	回数減不可	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・省略不可。 ・ただし、下記と同じ条件で検査回数を減じることができる。			
3	カドミウム及びその化合物	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能。 ・省略する場合も、3年に1回以上検査を実施。 ・省略不可の場合も水源に水または汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果によっては検査回数を減じることができる。	3年に1回以上	1年に1回以上	3か月に1回以上
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
11	フッ素及びその化合物				
12	ホウ素及びその化合物				
13	四塩化炭素				
14	1,4-ジオキサン				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
16	ジクロロメタン				
17	テトラクロロエチレン				
18	トリクロロエチレン				
19	ベンゼン				
31	亜鉛及びその化合物				
32	アルミニウムその化合物				
33	鉄及びその化合物				
34	銅及びその化合物				
35	ナトリウムその化合物				
36	マンガン及びその化合物				
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
39	蒸発残留物				
40	陰イオン界面活性剤				
43	非イオン界面活性剤				
44	フェノール類				

登録水質検査機関に依頼して、検査してください。

(4) 水源の種類や過去の水質検査結果により省略可能で、水源の状態により検査回数が減じられる期間がある検査項目

番号	項目	省略の判断基準	検査回数を減じる場合の判断基準
41	ジェオスミン	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ湖沼等の停滞水源でない場合は省略可	・省略不可の場合は、回数減不可で1か月に1回以上検査を実施。ただし、カビ臭の原因となる藻類の発生が少なく、検査の必要がない期間を除く。 ・省略の場合は、3年に1回以上検査を実施
42	メチルイソボルネオール		

注) 他の水道から供給を受ける水のみが水源である場合にも、同様の扱いになります。